

令和4年度 第2回摂津市子ども・子育て会議 要点録

日 時：令和4年10月25日（火） 13：30～15：00

場 所：摂津市役所 601 会議室及びオンライン

出席者：会長、他委員10名

事務局：12名

【案件1】「子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について」

【事務局】-案件について説明-

【委員】 質問の前にお願ひがある。資料が届くのが遅く目を通す時間がなかなか取れない。資料をじっくり見たうえで、私たちの思いを伝えられたらと考えているので、資料の送付を早めてもらいたい。

保育の量の見込みに対しての確保実績について、摂津市内で最も待機児童が生じている1～2歳児の量の見込みが令和4年度では856名の確保見込みに対し、確保実績が841名と非常に少なくなっているが、856名という見込みが現状と合っているのか疑問に思う。育児休業を取得して保育所申込をしているが、入所が出来ず1年間待っているという声も聞く。この計画を立ててからも千里丘新町に大きなマンションが建ったり、摂津小学校の近くにたくさん分譲マンションが建ったりしており、当初の見込みと現状が乖離しているのではないかと心配である。

次に、病児・病後児保育事業について、正雀保育所が民営化されたときも病児保育が始まると期待したが結局始まらなかった。せつつ幼稚園が民営化され病児保育事業を行うとは聞いているが、時期などを具体的に聞きたい。

また、学童保育について、保護者は4～6年生の保育を早く始めてほしいと考えている。令和6年にやっと鳥飼地域の4校で4年生の保育が始まるが、なぜもう少し早くできなかったのか、4校揃わなくてもいいのでせめて令和5年度から実施はできなかったのか。

最後に、要保護児童の対策について、摂津市でも痛ましい事件があり、対策していかなければならないと実感している。要保護児童対策については国でもクローズアップされており、今後保育所の枠に空きがあるときに、一時預かり事業を行うことで補助金を出すとも言われている。

安威川以北と以南で状況は変わってくるとはいえ、待機児童を今でも解消できない状況の本市で何ができるのかを具体的に考えていく必要がある。保育施設に入所している児童は連携がしやすいが、家庭にいる児童をどう救っていくのかを早急に考える必要がある。

【事務局】 待機児童について、1～2歳児の量の見込みが856名に対して確保実績が841名である。実際の4月の待機児童数としては1歳児で27名であり、令和元年度の計画策定時の見込みとは乖離が生じている。しかし、せつつ幼稚園を民営化したせつつあそびまち遊育園が令和5年8月に園舎の建て替えが終わ

り、1～2歳児の受け入れが25名ほどの予定である。また、今年度小規模保育事業の公募を行っており、物件が見つからないため、応募こそないものの、業者から問い合わせは来ている状況である。

病児保育事業については、せつつあそびまち遊育園での実施を予定しており、来年8月開園に向け現在整備を行っている。こちらについては、新園舎オープンと同時期の実施が微妙な段階であり、事業者もまずは新園舎での通常保育からと考えている。また、クリニックの併設を予定しており、クリニックで診察後、利用が可能であればそのまま病児保育事業で預かることができる。今のところ定員は6名を予定している。できるだけ早い時期にオープンできるように協議を進めていく。

一時預かり事業について、コロナの状況もあり、保育所本体の保育で人員が追いつかず、昨年度に続いてしっかりと実施ができていない。また、緊急事態宣言やまん延防止の期間に実施を中止していた施設もあり、予約がとりづらい状況であった。一時預かり事業については、我々としても実態の把握をしていきたい。量の見込みもかなり多く見込んでいることもあり、実際にニーズがどれくらいあるのか、利用申請がどれだけあり、園の方でどれだけ断ったのかというところで数字が出てくるため、レスパイト利用も含めて次期計画策定に向けて調査していく必要があると考えている。民間のNPO法人の一時預かり事業を利用されている方がいることも加味して、量の見込みを出していく。

【事務局】 学童保育について、当初は時間延長、土曜日の毎週実施、学年延長の3つのサービスの充実を求められていたが、令和2年度から夜7時までの時間延長を実施している。残りの2つについて、これまで学童保育では均一のサービスということで10校同時にサービスの拡充を行っていたが、この子ども・子育て会議の中でも実施ができるところから行っていけばいいのではないかという意見をいただき、その方向で検討した結果、教室・指導員の確保状況、学童の入室率の増加を考え、令和5年度に土曜日の毎週実施を行ってから、令和6年度に学年延長に取り組むという計画を立てさせていただいたため、ご理解いただきたい。

【事務局】 一時預かり事業のレスパイト利用について、今後児童福祉法の改正により明文化されていく。定員の状況の調査分析を踏まえて要対協台帳掲載世帯については事業の利用について干渉していきたくない。子育て短期支援事業については昨年度延べ12人、25日間の利用があった。現状、子育て短期支援事業の利用を勧め、育児疲れの解消に努めていく。

【会長】 先ほど指摘があったとおり、資料に十分目を通していないという委員もいるため、何かあればまた事務局へ質問等いただき、事務局から回答する形式でよろしいか。

(反対意見等なし)

では、そのように願います。また色々と意見をいただきながら摂津の子

どもたちにとっていい形で支援できるように取り組んでいただけたらと思う。

【案件2】学童保育について

【事務局】-案件について説明-

【委員】 保育室の増加に伴う委託料について、鳥飼学童保育室と鳥飼東学童保育室の委託料の増加額と三宅柳田学童保育室の委託料の増加額が異なるのはなぜか。

また、仕様書について研修報告書が必要とあるが、仕様の中に研修についての記述がない。直営の研修に委託の方が参加することは可能か。

【事務局】 委託料の算出については学童保育室1室を運営するにあたって、正指導員と担任補助を雇用する人件費が主であるが、複数クラスでは雑費で端数が生じることもあり、鳥飼・鳥飼東と三宅柳田で誤差が生じている。

研修については、直営の研修に委託の方が参加することは可能である。研修については放課後子どもクラブ運営指針の中で触れている。

【委員】 仕様書の中で、災害について書かれている。地震でも水害でも保護者に迎えに来てもらうとなっているが、保護者の帰宅が困難でお迎えに来られない場合は誰が見ることになるのか、ということをお誘いする事業者にきちんと伝えて、どうするかまで考えていただけるのか。

【事務局】 保護者との連携については小学校とも連携をとる。実際に災害が発生した場合は小学校が避難所ということも想定される。小学校と足並みをそろえる形で、どのように保護者に連絡をとり、どのタイミングでお迎えに来てもらうかを今後調整させていただきながら対応させていただく。

【委員】 学童保育指導員の確保やその目処について見通しは立っているのか。

【事務局】 人員の確保については、引き続き求人広告などを通して募集を行っていく。また、現場で働く方にも今の現状を話し、体制作りに協力していただきながら、運営を行っていく。

【会長】 仕様書に基づいて選定を行っていくが、摂津市子ども・子育て会議条例第5条の規定に基づき、選定部会を設置し、その委員を子ども・子育て会議の委員から指名させていただく。指名させていただいた委員には、事務局から依頼がある。

【案件3】その他

【事務局】 前回の会議で説明させていただいた小規模保育事業の公募の現状を報告させていただく。8月に1ヵ月間の公募を千里丘地域に絞って行ったが、応募が無

かった。これを受けて9月に地域を安威川以北地域に拡げて公募を行ったが、こちらも応募が無かった。事業者からの問い合わせはいただいているが、様々な事情から応募には至っておらず、10月に改めて公募を行っている。10月の公募期間が終われば改めて委員の皆様には経過を報告させていただく。

【会長】 予定した案件が全て終了した。

【事務局】 次回の会議については未定であるが、開催が決まり次第委員の皆様には通知をさせていただきます。

【会長】 では、以上をもって子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。